

京都市告示第520号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和6年1月10日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
特定非営利活動法人 h a p p i n e s s	京都市南区唐橋川久保町 1番地の20	当該法人の主 たる目的であ る業務	令和5年12月25日 から令和10年12月 24日まで

(行財政局税務部税制課)